

9月1日施行、副業・兼業の改正ガイドライン

労働政策審議会の労働条件分科会(荒木尚志分科会長)は8月27日、厚生労働省が策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改正案を了承。早速、9月1日から施行されています。改正の要点は、複数の企業で仕事をする場合の労働時間の通算管理方法で、具体的な算定方法を細かく規定しています。

それによると、労働者は本業の企業に自社における労働時間と副業先企業における労働時間を自己申告します。本業の企業は両方を合算して法定・上限規制(時間外労働は単月で100時間未満、複数月平均で80時間以内など)の範囲内に収まるよう設定します。

さらに、管理方法を容易にするため、本業、副業のどちらの企業もそれぞれに労働時間が法定・上限規制に収まるよう設定し、その範囲内で仕事をさせる「管理モデル」を導入するよう促しています。これにより、「両企業とも相手企業における労働時間をいちいち把握する必要がなくなり、管理が容易になる」としています。

過労防止の観点から、改正労働基準法では残業時間の上限規制など、企業に対して罰則付きの厳しい制限を設けていますが、これを副業にまで拡大すると手続きが煩雑になり、副業を認める企業が増えない可能性が高いことから、ガイドラインでは労働者側の自己申告をベースにしており、企業側の責任は問わない方針を示しています。ポイントはここにある模様です。

改正ガイドラインはこの日の審議で了承されましたが、複数企業で働く労働者の労災認定に必要な残業時間を合算して判定する改正労災保険法が先の通常国会で成立し、9月1日の施行となっていたことから、ガイドラインもこれに合わせざるを得なくなり、8月末ギリギリの了承となりました。

■「副業・兼業の促進に関する改正ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000663596.pdf>

■改正ガイドラインの Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000473062.pdf>